

事務連絡
平成25年6月20日

ぜんこくDB企業年金基金
実施事業所様

ぜんこくDB企業年金基金

各種届出書の届出上の注意について

拝啓 平素は、当基金の事業運営にあたりまして格別のご理解、並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当基金における資格の取得日や掛金額等は、事業所様が定める就業規則や退職金規程等で定められていますが、下記のような届出事例が見受けられますので、就業規則や退職金規程等を確認し届出をされますようお願い申し上げます。

なお、就業規則や退職金規程の変更は当基金規約の変更が必要となる場合がありますので、変更を予定されています事業所様は、事前に当基金へご連絡いただきますようお願い申し上げます。 敬具

記

事例

- ① 資格喪失届・資格取得届の提出もれ（育児休業や介護休業を当基金の加入者期間から除外している事業所様の場合）
 - ・加入者の方が育児休業や介護休業を開始したときは資格喪失届を、また休業が終了（復職）したときは資格取得届を速やかに提出してください。
- ② 資格取得届の提出遅延、また退職金規程に基づかない日での届出（新規取得の場合）
 - ・資格取得者が発生した場合は速やかに届出をしてください。
 - ・退職金規程で資格を取得する日を確認してください。
- ③ 資格喪失届の提出遅延、また就業規則に基づかない日での届出（退職の場合）
 - ・退職をした場合は速やかに届出をしてください。
 - ・定年退職の場合は、就業規則で定年による退職日を確認してください。
- ④ 基準給与届の提出もれ
 - ・勤続年数や基本給などにより掛金額を決定している事業所様は、勤続年数や基本給などが変わるつど退職金規程で定める掛金額の確認を行い、変更が生じたときは基準給与届を速やかに提出してください。